

# 告示

## 埼玉県選管告示第六十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年十二月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	特定医療法人 橘会 みずほ台病院	埼玉県富士見市西みずほ台二丁目 九番五号